

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300653 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400039 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が令和 2 年 3 月 1 日となっている。A社には令和 2 年 3 月 31 日まで勤務しており、資格喪失年月日は同年 4 月 1 日となるはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出された雇用保険被保険者離職票-2によると、請求者のA社における離職年月日は、令和 2 年 2 月 29 日と記録されており、当該離職年月日はオンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合しているものの、請求者から提出された令和 4 年 (2022 年) 12 月 12 日の SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) の履歴によると、A社の事業主 (以下「事業主」という。) は、請求者の同社における勤務は、令和 2 年 3 月 31 日までであったことを認識していることがうかがえる上、請求者から提出された「健康保険・厚生年金保険 資格 (取得・喪失) 連絡票」によると、退職日を令和 2 年 3 月 31 日とし、事業主印が押されていることが確認できる。

また、事業主が事務委託をしていた労働保険事務組合 (以下「労働保険事務組合」という。) の担当者は、事業主から請求者に係る離職年月日訂正の依頼があったものの、事業主から資料の提供がないまま事務委託契約が終了した旨陳述していることなどから、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者及び労働保険事務組合から、給与額が記載されたメモがそれぞれ提出されたところ、いずれのメモにも請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額が記載されておらず、それぞれのメモに記載された各月の給与額は相違している上、当該給与額は、請求者から提出された預金通帳に記載された事業主からの振込額とも符合しない。

さらに、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に文書照会を行ったも

のの、回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300669 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400040 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から昭和 45 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間に同社で厚生年金保険の加入記録がある者のうち、住所が判明した9人に照会し7人から回答を得たが、そのうち複数の者が、請求者は同社に勤務し、事務を担当していたと回答していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、A社の事業主は、当該期間当時の資料を保有しておらず、当時の状況が不明である旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、請求者は、A社に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400001号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月から平成9年1月1日まで

A社が経営していたB店及びC店に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。平成6年10月*日にD免許を取得したが、当該免許の受験資格には*年以上勤務したことの証明が必要であり、会社のルールとして、D免許取得後は1年以上勤務する必要があるため、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、勤務期間は不明であるが、請求者が同社の経営するB店及びC店に勤務していた旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年8月1日であり、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の事業主は、当社は15年くらい前に解散し、当時の資料は何も残っていない旨回答している上、請求者は、同僚照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者が請求期間当時居住していたE市によると、請求者は、請求期間について、国民健康保険の被保険者であると回答している。

なお、請求者は、A社の経営するB店及びC店の在職期間を証明する書類として、平成6年10月*日に取得したD免許の写しを提出しているところ、F県は、D試験の受験申請時における雇用主による従事経験証明は、申請書類等の保管期限超過のため、確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。